

藤沢市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 本市は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の第9条の2の規定及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、藤沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）藤沢市の地域公共交通施策に関する事項
- （2）地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準、運賃等
- （3）その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第3条 交通会議は、委員20人以内で構成する。

（委員）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）市民
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （4）関東運輸局長又はその指名する者
- （5）学識経験のある者
- （6）神奈川県警察
- （7）市職員
- （8）道路管理者、その他の交通会議の運営上必要と認められる者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第6条 交通会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 交通会議は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定に関わらず、会長は、特に必要があると認める場合は、交通会議を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「委員」とする。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 交通会議の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

- 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成25年3月25日から施行する。
平成26年3月25日から施行する。
平成27年 月 日から施行する。

＜参考＞藤沢市交通アクションプラン

（「[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律](#)」に基づく「[地域公共交通網形成計画](#)」）

交通アクションプランの体系

藤沢市交通アクションプランでは、藤沢市交通マスタープランに位置づけられている中短期に取り組む主要プロジェクトに基づき、戦略施策を設定します。

次に、藤沢市交通マスタープランに掲げる各基本方針の展開する交通施策に基づき、戦略施策の基本方針との関連性を整理するとともに、戦略施策を「公共交通」、「歩行者・自転車」、「道路」、「交通結節点」の4つに分類します。このように戦略施策を分類し、基本方針との関連性を明確にし、実施することで、大きな効果の発揮を狙います。

また、藤沢市交通アクションプランは、「都市・地域総合交通戦略要綱（国土交通省）」に基づく「都市・地域総合交通戦略」及び「[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律](#)」に基づく「[地域公共交通網形成計画](#)」として位置付けることから、それぞれの計画の目的等に沿って、戦略施策をアクションプランに位置付けることとします。

＜都市総合交通戦略とは＞

都市・地域総合交通戦略（以下「総合交通戦略」という）は、進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自動車利用に依存すること無く、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的としている。

[位置付けられる施策は、歩行者施策、自転車施策、公共交通施策、自動車施策、交通結節点施策等の交通の手段に関する施策からソフト施策まで幅広く、それらを組み合わせて施策パッケージを構築するとしている。](#)

＜地域公共交通網形成計画とは＞

我が国では、本格的な人口減少社会において、地域社会の活力の維持・向上に不可欠な地域公共交通の維持が大きな課題となっていることから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正（2014年（平成26年）11月20日施行）。

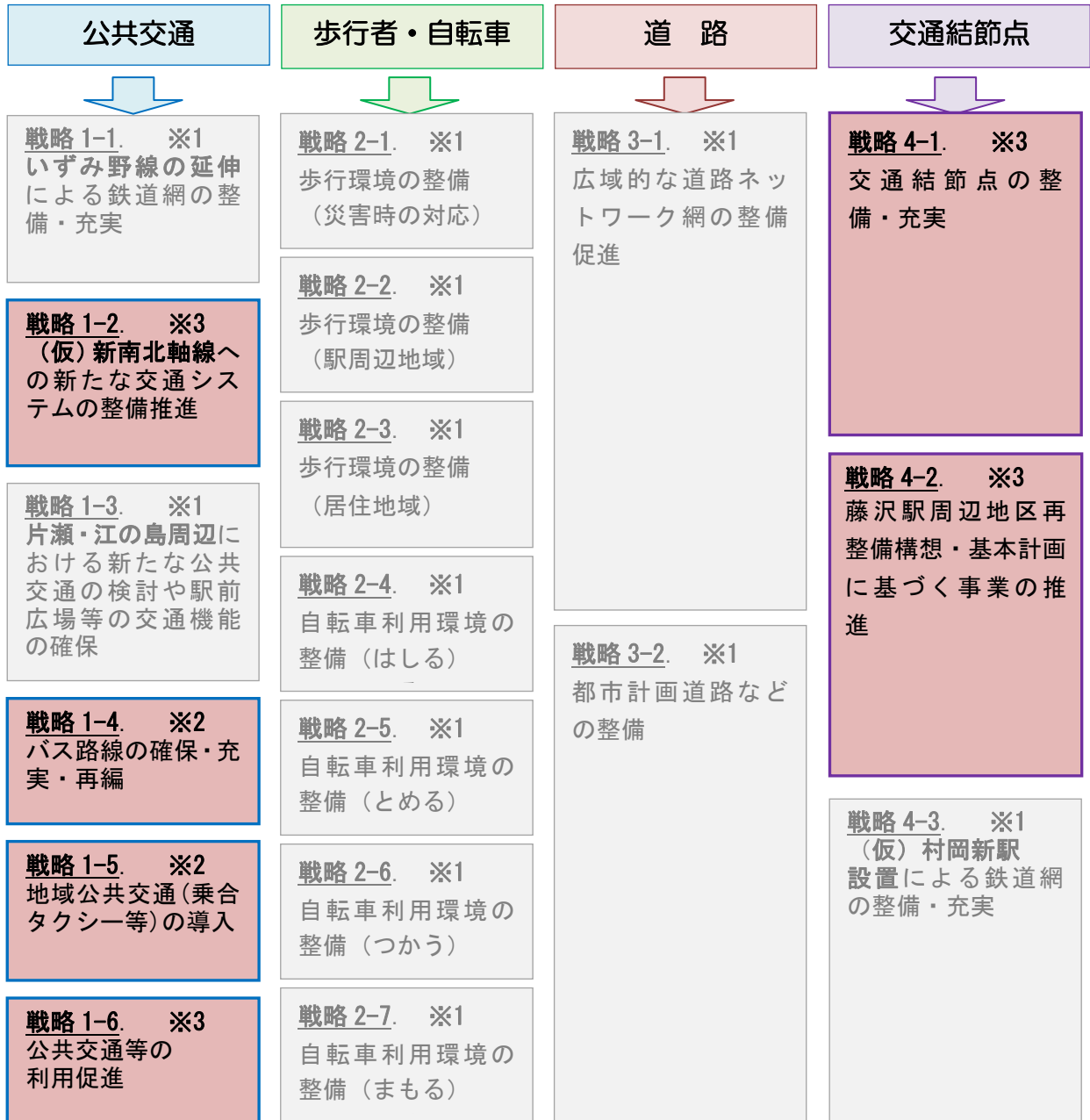
地域公共交通網形成計画は、その法律に基づき、地方公共団体が中心となり、コンパクトシティ実現に向けたまちづくりと連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築をめざすための計画であり、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもの。

[位置付けられる施策は、バス、鉄道、交通結節点等の地域公共交通ネットワークの再構築に関する施策（ソフト施策を含む）としている。](#)

[また、地域公共交通網形成計画に基づき実施する事業としては、面的な公共交通ネットワークを再構築するための事業の「地域公共交通再編事業」等がある。](#)

藤沢市交通アクションプランでは、藤沢市交通マスタープランに位置づけられている中短期に取り組む主要プロジェクトに基づき、戦略施策として18施策を設定します。

4つの分類別には、「公共交通」が6施策、「歩行者・自転車」が7施策、「道路」が2施策、「交通結節点」が3施策となっています。



※1 都市・地域総合交通戦略に該当する施策

※2 [地域公共交通網形成計画](#)に該当する施策

※3 都市・地域総合交通戦略及び[地域公共交通網形成計画](#)に該当する施策